

2025年5月19日

情報公開・個人情報保護運営審議会について

1 役割

情報公開制度並びに個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、町田市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。（町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第1条）

両制度に関する、市からの諮問及び報告に対し、様々な角度からご意見を頂くということが、審議会の主な役割である。

2 委員構成と任期

学識委員 5名

公募市民 4名

いずれも任期は2年

3 開催頻度

5月及び11月の年2回程度を予定

4 審議案件（予定）

諮問	下記いずれかに該当するもので、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき ・ 個人情報の取扱いに大きな変更を伴う条例の制定・改廃について（法務課所管条例以外も含む） ・ 安全管理措置の基準について ・ 個人情報の取扱いに関する運用上の細則について ・ 情報公開制度・個人情報保護制度の運用に関する重要事項について
報告	・ 個人情報の取扱いに変更を伴う条例の制定・改廃（諮問案件以外） ・ 情報公開制度、個人情報保護制度及び会議公開制度の運用状況報告（定例） ・ 防犯カメラの設置及び管理状況（定例） ・ 個人情報漏えい等事故報告 ・ 公開・開示請求の存否応答拒否の報告

○町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成元年３月３１日条例第６号）

（設置）

第１条 町田市情報公開条例（平成元年３月町田市条例第４号）に基づく情報公開制度並びに町田市個人情報保護法施行条例（令和４年１２月町田市条例第４２号）及び町田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年２月町田市条例第１号）に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、町田市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条 審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する重要事項について実施機関（町田市情報公開条例第２条第１号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じ調査審議し、答申する。

２ 審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用について、必要があると認めるときは、実施機関に意見を述べることができる。

（組織）

第３条 審議会は、委員９人以内をもって組織する。

２ 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１） 学識経験を有する者 ５人以内

（２） 公募による市民 ４人以内

（任期）

第４条 委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２ 委員は、再任されることができる。

（会長）

第５条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２ 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

３ 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議の公開）

第６条 審議会の会議は、公開とする。ただし、個人情報を保護するために必要があると認められるときは、審議会の議決により非公開とすることができる。

（守秘義務）

第７条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

(罰則)

第9条 第7条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

○町田市情報公開・個人情報保護運営審議会運営規則（令和２年９月３０日規則第７３号）

（趣旨）

第１条 この規則は、町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成元年３月町田市条例第６号）

第７条の規定に基づき、町田市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

２ 審議会は、委員の３分の２以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３ 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４ 会長は、必要があると認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

（招集の通知）

第３条 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、委員に通知する。

（１） 開催日時

（２） 開催場所

（３） 議題

（書面による審議）

第４条 第２条第１項の規定にかかわらず、会長は、災害その他のやむを得ない理由により会議を開くことができない場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を発議することができる。

２ 書面による審議は、委員の過半数が同意しなければ、実施することができない。

３ 書面による審議における審議会の議事は、委員の３分の２以上が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４ 会長は、書面による審議において、必要があると認めるときは、委員以外の者に書面による意見を求めることができる。

（専門部会）

第５条 専門の事項を調査するため、審議会に専門部会を置くことができる。

２ 専門部会は、会長が委員のうちから審議会に諮って指名する者をもって組織する。

３ 専門部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。

４ 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会に部会員以外の者の出席等を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部法務課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

○町田市情報公開条例（平成元年 3 月 3 1 日条例第 4 号）

（町田市情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問）

第 1 7 条 実施機関は、情報公開制度の運用に関する重要事項について、町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成元年 3 月町田市条例第 6 号）第 1 条の町田市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

○町田市個人情報保護法施行条例（令和 4 年 1 2 月 2 8 日条例第 4 2 号）

（町田市情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問）

第 1 0 条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成元年 3 月町田市条例第 6 号）第 1 条の町田市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

- （1） この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- （2） 法第 6 6 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- （3） 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、市の個人情報保護制度の運用に関する重要事項を定めようとする場合